

2015年12月4日

ユーザーサイドから見た国立公文書館の現状と課題

慶應義塾大学総合政策学部
准教授 清水唯一朗

1. 国立公文書館等の利用の仕組み、サービスの現状について

デジタルデータベースの整備
海外における日本研究への影響
独立行政法人化以降の変化

2. 行政機関から国立公文書館等への移管文書について

内閣官房文書、内閣法制局文書の移管・公開
選定基準の運用について
各省所管学校が所蔵している「公文書」の行方

3. 行政機関における行政文書の管理について

ファイル管理簿と窓口対応
引き継ぎと省内オーラル・ヒストリーの実施
情報公開データベースの構築に向けて

4. 独立行政法人国立公文書館が所蔵する特定歴史公文書等の多様化について

国立公文書館における寄贈・寄託文書
オーラル・ヒストリーの実施可能性
機関統合のメリットとデメリット
立法府文書の収集、整理、公開

以上

公文書館の資料利用環境および行政文書の管理等について

駒澤大学文学部

熊本史雄

1. 国立公文書館等の利用の仕組み、サービスの現状について

（1）国立公文書館等の利用について

- ・向上した点：写真の撮影・掲載に関する手続きの簡素化（義務から権利へ）
- ・改善希望点：目録の整備（簿冊目録から件名目録へ）
 - アジ歴の「キーワード検索」に頼る原因に
- ・その他：レファレンス等のサービスについては、現状で概ね宜しいのではないかと

（2）デジタルアーカイブの利用について

- ・「詳細情報の表示（詳細を開く／閉じる）」の充実
 - 公文書の体系性（階層構造）を意識したモノに改編された
 - ※ これに恩恵を感じている利用者は少ないかも知れないが、公文書を理解する＝公文書利用の“楽しさ”を知る、うえでの重要点
 - ※ 質の高い利用を促すには、こうした情報の発信強化は不可欠
- ・「インターネット特別展」の充実
- ・原本利用の価値
 - 減じることはない（白黒の提供画像、原本利用の必要性和便利さ）
- ・今後の課題：戦後期の文書公開：「秘密指定解除」と公開の関連
 - 当該案件に対する諸外国の公開状況を勘案（とりわけ外交文書）
 - 文書の内容はもとより、群構造を把握するうえでも弊害

2. 行政機関から国立公文書館等への移管文書について

（1）意思決定過程がうかがい知れる文書をどれだけ残せるか

- ・歴史研究者の興味・利用目的
 - 組織の意思決定過程とそこに添付された要望書や参考資料等
 - 決裁書のみが残されても、さほど意味はない
 - ※「公文書管理法」第4条に一応の定めはあるものの、発生した文書が稟議によって原議になる過程の定めは、ない

（2）「現在及び将来の国民に説明する責務」（「公文書管理法」第1条）との関連

- ・意思決定過程がうかがい知れる「特定歴史公文書等」を体系的に残すためには...
 - 「歴史公文書等」（現用の行政文書の段階から）を体系的に残す必要
 - 行政が説明責任を果たすうえでの基盤に（歴史学だけの問題にあらず）

3. 行政機関における行政文書の管理について

(1) ファイル管理簿の名称について

- ・抽象的に過ぎる

→官僚の意識改革の必要性

※ 批判・非難にさらされるという恐怖感の除去

→「国民共有の知的資源（第1条）たる記録文書を残さない＝罪」だと理解

→「自らの仕事の痕跡を文書で残す＝誇り」と認識できる意識改革を

(2) 文書の作成のあり方について

- ・上記（1）の問題は、文書をなるべく作成しない傾向を生む、という問題へ発展

→「文書主義」という官僚文化の消失 / 歴史研究の先細り / 国家の「記憶」の喪失

4. 独立行政法人国立公文書館が所蔵する特定歴史公文書等の多様化について

- ・個人関係文書の受け入れについて

→負担になっているのでは？

※資料の整理、目録の整備、公開準備、の作業が必要

情報の中味（秘密指定に該当する情報が含まれていた場合）への対処
先例化することへの危惧

↓

本来の業務（組織アーカイブズの保存と管理）の妨げに

理想は、各地域文書として、あるいは縁のある機関での保存

↓

それでも、国立公文書館で受け入れを強化するというのであれば…

常勤職員（専門官・事務官等）枠の大幅な拡大が必要

（参考）英国国立公文書館（TNA）の利用状況について

- ・研究者以外の利用者

→ファミリー・ヒストリーの調査（「宝探し」のようなゲーム感覚）

そのための補足的な資料類の充実

・『Street Index』: (約 300 簿冊 / 1841～1901 年にかけ 10 年ごとに編纂)

19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけてロンドンの街並みがどのように形成されたのかをたどるうえで好個の手引き

・『London Streets Number Changes』: (street の名称の変遷や地番の変更を記載)

上のインデックスを補う有用な情報

以上

英国人とファミリー・ヒストリー 文：熊本史雄

「私の祖先って、実は、平家の落人なんです」。

普段、大学の歴史学科で教鞭を執っているからだろうか、学生からこのように話しかけられた経験が一再ならずある。

「平家の落人」とは、治承・寿永の乱（源平合戦：1180 年〈治承 4〉～1185 年〈元暦 2〉）において敗北し、僻地に隠遁した敗残者のことである。武士に限らず、公卿や女性や子供など平家方に加担した者も含まれるため、平家の落人と称されるのが一般的なようだ。敗残者たちは各地に逃れ、至るところで落人伝説が語り継がれてきたのだから、全国から集まってくる学生のなかにその末裔を名乗る者がいたとしても不思議ではない。

落人伝説とは言わないが、没落貴族やその末裔にまつわる話なら、英国各地にも伝わっているだろう。この点に関して、僕は専門家ではないし不勉強なので良く知らない。ただ、そんな僕でも、祖先に対する英国人の探究心には並々ならぬものがある、と常々感じている。彼らはファミリー・ヒストリー（家族史）を調べることに極めて熱心なのだ。

The National Archives（英国国立公文書館：TNA）は、ロンドンの中心街ピカデリー・サーカスから地下鉄で南西に 30～40 分ほどの郊外に位置している。世界遺産でもあるキュー・ガーデンや広大なリッチモンド・パークに近いだけあって、辺りの様子は喧噪の賑わいを見せる中心街とおよそ異なっている。緑が色濃く広がり、小鳥のさえずりも良く聞こえるほど静かだ。その TNA の first floor（日本式でいう 2 階）の一角に、London Family History Centre（ロンドン家族史センター）がある。連日多くの人がここを訪れ、なかなかの賑わいをみせているのである。

ファミリー・ヒストリーを調べたい利用者にとって、同センターの環境は素晴らしく整っている。備え付けられた約 30 台の専用パソコンのデスクトップには、「Family Tree」（家系図）、「Photos」（写真）、「Search」（検索）などのアイコンが並んでおり、ユーザー・ネームとパス・ワードを入力すれば、これらのデータが利用できる仕組みになっている。また、マイクロ・フィルムを閲覧するためのリーダーも数多く設置されているし、閲覧者からの質問に答える専門スタッフも常駐している。何より、開架式の書棚に並べられた参考資料や目録類の充実ぶりには目を見張ってしまう。1841 年から 1901 年までの 10 年ごとに編纂された『Street Index』（約 300 簿冊）は、19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけてロンドンの街並みがどのように形成されたのかをたどるうえで好個の手引きだし、street の名称の変遷や地番の変更を記した『London Streets Number Changes』は、それを補う有用な

情報である。

意外に思われるかも知れないが、ここを訪れる人々の大半は研究者ではない。いわゆる一般の市民である。夏ともなれば、彼らは半袖・短パンの出で立ちで気軽に同センターを訪れてくる。老夫婦が仲良く手をつないで訪れ、二人で一つのパソコン画面をのぞき込んでいる光景などは何とも微笑ましい。かたや研究者の多くは **reading room** へ直行し、各省庁や議会が作成・取得した公文書（いわゆる歴史的文書）の類いを調査・閲覧するのになかなか忙しいようで、同じ **first floor** にいながらも、ここには滅多と立ち寄らない。

裏を返せば、これは、公文書館という施設が英国市民に身近な存在として認知されている証だろう。研究者や専門家でなくとも公文書館に足を運び、自らデータを検索して公文書を閲覧・調査する。そうして自分の祖先を知ることになった彼らは、時間軸を幾世代も遡って己の来し方を想像的に理解することが可能となり、結果、彼らのアイデンティティは深まり、より確固たるものとして再形成されていくのである。自己認識のこうした営みが、TNA の一角で日常的になされている。同様の施設がイングランド内に 37 カ所もあり、ウェールズ（8 カ所）、スコットランド（15 カ所）、北アイルランド（3 カ所）、アイルランド（3 カ所）にも設置されている点に鑑みれば、ファミリー・ヒストリー調査は、英国市民の間に広く浸透しているといえよう。

むしろ、日本の公文書館もファミリー・ヒストリーを調べる人たちによって利用されている。たとえば外務省外交史料館には、主として明治期以降に外務省が作成・取得した文書が保存されており、それらには旅券の発給簿も含まれている。明治から大正期には多くの移民が日本からアメリカ西海岸やハワイへ渡航し、1924 年に「排日移民法」がアメリカ議会で成立して以降は、遠くブラジルを中心とする南米へと渡っていった。そうした祖先の渡航事実を確認するため、旅券の発給簿や移民斡旋会社の乗船名簿を調査しに来館する人も少なくない。

しかしながら、こうした事例は、日本の大多数の市民が経験することではない。多くの日本人にとって、公文書館という施設は馴染みが薄い。試みに、街を行き交う人たちに聞いてみると良い。「あなたは図書館や美術館をよく利用しますか」と問われて「ええ」「もちろん」と答える人たちが、「公文書館も利用しますか」と問われたとき、何と答えるだろうか。「いいえ」という回答すら稀だろう。大半は「え？公文書館？」「何ですか、それ」といった類いではなかろうか。図書館や博物館や美術館には出かける一方で、公文書館へ足を運び自ら文書を紐解いて調べ物をする行為は、日本では定着していないのである。

ファミリー・ヒストリーに即していえば、多くの日本人にとって公文書館が縁遠いのは、

自らの祖先を語るさい公文書よりも「平家の落人」といった伝説や伝承に依る方が馴染み深い、という事情も影響しているだろう。先の学生達が落人の末裔を名乗るのも、伝承に基づいてのことである。べつに、自己認識のあり方として、英国と日本のどちらが良くて優れているか、という話をしたい訳ではない。両者間にこうした違いが生ずることに注目したいのだ。この違いは、公文書をきちんと保存しそれを公開して市民の利用に供する、という制度を作ってきたか否かの違いであり、英国の民主政治の蓄積のあり方と、明治以降の日本の近代化のあり方の違いだといえる。

近代日本においては、図書館や博物館や美術館は設置されたが、公文書館は設置されなかった。日本で国立公文書館が設置されたのは1971年、わずか四十数年前のことに過ぎない。ちなみに英国のお隣仏国では、フランス革命直後に近代的な公文書館が設置された。1790年9月7日制定の法令には「国立文書館は王国の基本法、公的諸権利、法令及び諸県への通達に関するすべての文書を保管する」（第一条）とある。ヨーロッパの歴史と比べると200年近い差があるのだから、上述の文化的差異が生じるのも無理からぬことだろう。

TNAの家族史センターは、今日も市民で賑わっている。あちらの席に座る初老の紳士も、こちらの席に腰掛けるマダムも、お目当ての文書に無事たどり着けたのだろうか。たとえ所期の目的が果たせなかったとしても、公文書に働きかけて祖先を訪ねようとした行為は、知的好奇心を刺激する楽しい時間を彼らに与えたに違いない。そして、もし、公文書をつうじた祖先との「対面」が首尾良く果たせたならば、それは、一人の英国人のアイデンティティがさらに深まった瞬間を意味するのだろう。TNAの一角で日々起こっているのは、実は、過去に対する想像力をかき立てる、知的で幸福な時間の提供なのかも知れない。

(2013年9月23日)

※本コラムは、「ANA ヨーロッパ」HP上に掲載されたもの（現在は当該コラム欄は閉鎖中）。

公文書管理委員会配布レジュメ

井上正也（成蹊大学）

不開示決定の運用について

- ・ 公文書管理法施行後に外務省の公開文書では人名・組織名などに対する不開示部分が増加した印象があり、不開示部分の多くが法人／個人情報保護に関する部分である。
- ・ 公文書管理法 16 条 2 号では、特定歴史公文書等が作成されてからの「時の経過」を考慮するとあるが、審査の運用レベルでは必ずしも尊重されていないように思われる。
- ・ 添付の参考資料は外交史料館で公開された 1952 年頃の文書（E'2437-2「本邦対インド経済技術協力関係 鉱業関係」）であるが、単なる私企業の取引ではなく日本政府の資源外交にも関わるプロジェクトであり、しかも、高碓達之助が関与した「エトナ・スタンダード社」（文書では黒塗り）は現存しない会社である。しかし、審査側は文書の実質的な判断を回避して法人／個人情報保護を名目に一律に固有名詞を不開示決定にしている。
- ・ 上記の例以外にも「外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」（以下、「審査基準」）に挙げられている「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」、「いわゆる任意提供情報」などを理由に不開示にされた文書も散見される。このままでは日中民間貿易や経済外交をめぐる歴史研究が成立しなくなる。

審査の簡略化について

- ・ 一定期間（25～30 年）を経て移管された特定歴史公文書については、現在の審査プロセス自体を簡略化し、「個人の秘密」など明白にプライバシーに触れる部分を除いて原則的に開示するように運用を改めるべきではないか。
- ・ 「審査基準」には「時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行う」とあるが、「必要最小限」をめぐる個々の案件の具体的判断がアーキビストではなく、官僚に委ねられているのは問題があると考ええる。
- ・ 外交史料館では移管ファイル（特定歴史公文書）数に比べて審査作業が追いついておらず、公開されたファイル数は移管ファイルの 10%前後にとどまっている（白鳥潤一郎・北海道大学法学部講師の調査による）。法人／個人情報のチェック作業はその遅れの一因になっているといえよう。官庁と利用者双方の利益のためにも審査の簡略化が求められる。

印度鉄鋼開発に関する工作の経緯

一 発端

一九五二年四月、米国■■■■社長■■■■氏及び■■■■社長■■■■

■■■■氏の命を受けて同社の営業部長■■■■氏が来朝

『米国輸出入銀行から、印度が製鉄設備を新規増設する、と云ふ話が出てゐる、印度は鉄石、石炭とも良質で、KOPPERRの調査に依るとアラジル以上だと云はれてゐる、米国の業界は目下多忙につき手が廻り兼ねるから、日本の手に依つて其の建設を引受けては如何、其の際の資金は米国にて調達しよう』

との勧告があつた

二 右申入れに対する私の見解

印度の鉄鋼開発は、日本の鉄鋼業界を圧迫すると云ふ見方があるかもしれぬが、印度の鉄鋼開発は必至の勢ひであつて、若し日本が之に携さざらなくとも、必ず何れかの国が開発に当ると見なければならぬ、曾て自分が関係した日満一体の鉄鋼政策の経験から見て、寧ろ此の際印度の鉄鋼を日本の手に依つて開発し、之と密接に結び付く事が得策だと考える。又それと共に現在遊休状態にある日本の技術者及び機械設備を此

の事業のために動員する事が出来れば邦家の為め欣快である

三 日本政府の意向

依つて日本政府当局者の意向を打聴せるところ、何れも私の趣旨に賛成で、一五一年六月末、[] 会社を中心とするパリ会合に出発直前、吉田首相に面接した際も、首相から

『印度の紡績事業に就いては、既に日本から技術援助を行つてゐる事業がある、印度の鉄鋼を日本人が開発する事は大賛成で、自分が責任を持つから積極的に働きかけられたい』

との力強い激励に接した

四 パリ会合

[] 会社と強乙 [] 社との提携成立を機会に両社を始め

[] 会社と提携関係にある [] 会社 (英国) []

[] 会社 (仏国) [] 会社 (伊太利) []

[] 会社 (加奈陀) 及び [] 会社 (日本) の各代表者

が一九五一年七月、パリに会合した際、印度鉄鋼問題に関し左の結論を得た

欧米各国の機械工業は目下繁忙であるが、印度の製鉄機械を製造販売する事は不可

能ではない、併し過去に於ける印度重工業の運営状況より見ると、長期に亘り相当数の技術者が之を指導せねば、設備を直ぐに腐朽せしめて仕舞ふ恐れがあり、此の点に鑑み日本が設備の建設、試運転は元より長期に亘つて技術指導に当る事が最も適任である、而して製鉄機械の製作技術に就いては、米国 [] 社、強乙 [] 社は挙げて日本を援助する

五 印度の相手方

当初印度鉄鋼開発問題を各国間に提示したのは [] 氏と云ふ少壮企業家で、同氏は [] (Lichtenstein) 及び []

[] (Gittack) を設立し、之等会社の取締役会長として印度財界の有力者 [] を招き挙げて

ある

又 []

の両氏等も此の問題に就いて [] と協力してゐる

併し乍ら果して [] 一派が当事者となる事に成功するか否かは疑問であり、他方既存の鉄鋼業者たる [] が相手方として最有力とも考えられるが、[]

が相互的にある事に反対する意向が存在するので、現在迄の如く、暫くの間、相互に手を離す事は極めて困難である

依つて私は在倫敦の [] 氏が [] 氏と親近の間柄であり、印度政界の大立物であるところから、同氏に相手通譯者となる人選を依頼すると共に此の工作を援助して貰ふ事に決め、 [] 氏の快諾を得てゐる。尚 [] 氏とも不即不離の關係を保つて行く考えである

六 仲介者

私が滞英中調べたところ、印度は鉄鋼開発の爲め外国資本の援助を必要とするも、國際關係から見て、アメリカ資本の援助は好まなげ模様で、友人 [] 氏を印度に派遣して調査させたところも同様の結論であつた

依つて英國を中心とする資本の援助を仰ぐ爲め、私は知己の [] (ロンドン) と相談して、此の事業の仲介者として [] に助力を頼み、日本側の仲介者として [] 株式会社を使ふ事に決め、夫々両社の積極的な賛同を得た。即ち機械類の納入、代金等の決済は両社を介して行ふ事にしたのである

七 印度鉄鋼開発の規模

初め印度側は千屯銻鉄爐二基新設を希望して居つたが、其の後計画が縮小され、千屯

一基が適當である、と変更された、而して鉄爐を運転する以前に鉄山の開発、港湾の整備、鉄道の新設が必要とされ、之等の所要資金は凡そ左の通りである

港湾、鉄道	一〇〇〇〇〇〇〇〇磅
鉄山、製鉄	一八〇〇〇〇〇〇〇磅 (約五〇〇〇〇〇〇〇〇弗)

八 印度側の代金支払手段

前項建設所要代金に対する印度側の支払手段は金貨を以つてせず

マンガン鉄	五十万屯
鉄 鉄 石	二百五十万屯
石 炭	二百五十万屯
銻 鉄	二 百 万 屯
黄 麻	三十万屯

の諸物資を七ヶ年に亘つて支払に充てる

而して之等物資は日印貿易協定に含まれる指定品目につき、之等物資を設備代金の支払手段とする時は、所謂紐付きの方法を講ずる必要がある

九 設備製作資金

[] は目下設備資金の一部として一千万磅の借款をスイス銀行団と交渉中であ

るが、**氏**の観測に依れば、**氏**は一応有借款に協力して居るが、不成功の場合は、**氏**自身の手で、スイス並に英米の資本家より所要資金獲得の用意がある。尙場合に上つては復興開発銀行よりの融資に俟たねばならぬ、と考える。

一〇 製鉄設備見積書

一九五一年十一月、海外に於ける協力者と打合せの上、副産物設備を含めた千屯熔鉱爐設置の見積書を**氏**を通して**氏**に提出した。此の価格は米国の価格よりも独乙の価格が凡そ二割低廉と云ふ情報に基き独乙価格よりも更に五割安を目標に算出した。

併し**氏**よりの情報に依れば仏蘭西の価格よりも未だ二〇%高いと云ふことであり、之は更に再考慮を要するものと思ふ。

尙此の製鉄設備のプランは**氏**上場の技術を流用する考えの上で於いて成案を得たものである。

一一 新たな提案

前項記載の通り見積書提案が不充分であるので、印度鉄鋼を総合的に開発する計画を樹てる為め、左の如き陣容の技術者を印度に派遣し、調査立案するを妥當と考へ、昨

年末右の趣を**氏**を通じて在ロンドンの**氏**に斡旋を依頼した。

港湾関係技術者	二	名
石炭	二	名
鉄石	一	名
鉄道	二	名
鉄鋼	一	名
統括者（技術者）	一	名
計	八	名

一二 新提案に対する反響

氏は新提案に賛同し、日本人技術者の雑印費一切を負担する旨の申請であり、而して此の新提案を印度政府に受け入れさせる為め、**氏**を直接ネール首相に会見して賛ひ、斡旋の勞を取つて賛ふのを得策となし、**氏**も同意してネール首相の都合を確かめたるところ、印度は総選挙を控え罵と觀察する暇なきことが判明したので、選挙後に会見する事とし、従つて未だ時日もあるので、新提案に就いては**氏**の意向を容れて充分練る事とした。

一三 結 論

尙[]氏は自身がネール首相に会ふ迄は此事の他のルートより知らずことば徒らに
デマを飛ばすだけで巨費あつて一利なき故当分[]氏の事は極秘にせよとのことであ
る

[illegible]

◇ 国立公文書館等の利用の仕組み、サービスの現状について

【国立公文書館】

- ・意義と問題点：公文書管理法の施行によって、デジタルカメラでの史料撮影が可能となったことは、閲覧の利便性を高める大きな意義の一つである。また近年インターネット上での目録の整備・公開が進んだ他、デジタルアーカイブも拡張されているため、「諸雑公文書」や旧自治省移管の内務省関係公文書といった、これまで存在があまり知られてこなかったような史料群を、遠方の研究機関に所属する研究者が、現地に赴くことなく閲覧できるような体制が、徐々に整ってきている。「次官会議」関係の資料がデジタル化されていることも、私文書が質・量とも戦前ほど充実していない戦間期や戦後の政治史研究において公文書の活用が不可避であることを考えれば、大変有益である。

他方で、「閉鎖機関」清算関係の資料を筆頭に、つくば分館の所蔵資料には、新たに近年移管された貴重なものが少なくなく、この点では利用体制に少なからぬ問題が（少なくとも遠方の研究者にとっては）あるといわざるをえない。首都圏在住の研究者にとってすら交通アクセスに難があることを考えれば、審査を終えて公開したものについては、優先的にデジタル化を進めるといった措置が必要ではないか。また審査を要さない資料群についても、1週間を要する移送サービスでは一度に5点しか請求ができず、概要がわからないままタイトルで請求せざるをえないため、徒労に終わることが少なくない。そこで、たとえば、すでにデジタル化が完了した本館所蔵資料は原則、（つくば所蔵資料と入れ替わりで）分館に移管するといった形で、本館と分館との役割分担を合理化し、利用者が効率的に閲覧できる仕組みを整えてほしい。

【日本銀行金融研究所アーカイブ】

- ・公文書管理法施行前からデジタルカメラで撮影できたが、近年、目録のPDF化が進んだことは大いに評価できる。公開請求した資料を一枚のDVDにまとめて郵送してくださるのも、遠方の研究者には非常にありがたいサービスである。また、申請者の希望や優先順位の変更などにも非常に柔軟に対応していただいている。ただ、すべての所蔵資料が「要審査」であり、その多くに英文やくずし字が含まれる上、必ずしも元々歴史を専攻されていない方も含めた少数の所員の方が、これを逐一翻訳・翻刻する必要があるため、（大変尽力していただいているものの）閲覧までにやや時間を要し、マンパワーの点で脆弱さを抱えているように感じている。現在は、比較的少数の研究者からの個別的需要に柔軟に対応している状況だが、仮に今後、他の史料館と同じ量で公開請求が殺到した場合、審査体制がパンクする危険性は大きいと考えられる。人員の増大が理想だが、元来歴史畑ではない所員の方も翻刻に習熟されており、こうした方々の蓄積を生かしつつ、安定的な審査体制を再生産していくための環境整備についても、ご配慮をお願いしたい。

【宮内公文書館】

- ・ 人的なサービス：国立公文書館や日本銀行と同様、充実したものと感じている。特に、公文書管理法施行後は、デジタルカメラ撮影の許可のみならず、簡易閲覧制度の導入や昼休みの退出義務の廃止など、利便性が劇的に向上した。審査に要する時間についても、2～3週間ほどで、電話連絡も可能なため、大きな不満はない。
- ・ 閲覧環境：閲覧用のスペースが4～5席ほどしかなく、金融政策とは違って広く学者、市民、ジャーナリスト等の関心を呼ぶため、平日の午前中でも満席になることが少なくない。もちろん、事前予約で席は確保できるものの、資料が公文書館の建物とは別個に所蔵されていることもあって、追加の出納には非常な時間（30分～1時間）がかかる。閲覧スペースの大幅な拡充が望まれる。
- ・ 検索システム：宮内公文書館が所蔵する私文書は、写しながらも、国立国会図書館憲政資料室等では所蔵していない書簡をしばし含んでおり、大変貴重であるが、受信者ではなく寄贈者の名前を文書名に冠している（「〇〇〇〇氏所蔵文書」）ため、検索システムでやや引っ掛かりにくい。主な所収資料情報をデータに反映させてほしい。

【外交史料館】

- ・ 公開請求の手間と課題：Wordファイルも公開し、Eメールでの請求も可能にするなど便宜を図るべき。また外国からの請求が容易ではない点は、外国に居住する日本研究者や在外研究中の利用者にとって非常に不便であり改善が望まれる。加えて、利用請求の件数を1回に2冊程度に限定するように「水際作戦」が行われていることは問題がある。限られたマンパワーで大量の公開請求を処理しなければいけない現状は承知しつつも、研究に必要な文書を十分に利用することに心理的な負担を強いる状況を健全ではない。
- ・ 滞る公開審査：今年度に入って若干改善した感覚はあるが、昨年度後半に利用請求した文書は大半が公開審査に1年近くかかっている点は大いに問題がある（研究の観点で言えば、例えば修士課程の大学院生が新しいテーマについて外交文書を十分に使うことが現状では難しい）。
- ・ 利便性の向上：公文書管理法施行に併せてデジタルカメラでの撮影が可能になったことで利便性が大いに向上した。ただし、イギリスやアメリカ等の公文書館がカメラでの撮影をある程度前提にファイルを綴じたり、ボックスに入れているのに対して、閲覧用に綴じられているため、端の文字が通常は撮影できないなどの問題はある。
- ・ 所蔵ファイルの目録：移管ファイルの目録はPDF公開されているが、データベース化されていないため、閲覧者の検索や整理に手間がかかる。また、PDFファイルが非常に重いという問題もある。なお、英米共に公開ファイルのリストはWEB上で閲覧可能な形でデータベース化されており、さらに英国は事前に登録しておけば外国からでも指定日に閲覧可能な形で用意して貰うことが出来る。
- ・ 公開ファイルの目録：WEB上でも「平成21年から平成26年までの公開分」は公開状況がまとめて分かるようになっているが、閲覧室には公開審査を経て簡便な方法で利用できるファイルのリストが随時更新されており、WEB上でも毎月の公開分や審査を受け付けたファイルのリストが分かるようになれば、無用な利用請求も減ることになるのではないか。

- ・文書の概要：一部に改善は見られるがファイル名だけでは中身が特定し難いものが少なくなく（例えば「日米関係」など）、利用者は本来利用したいわけではないものであっても、全てに利用請求をかけなければいけない状況がある。副題を充実させると共に、移管ファイルのリストをデータベース化し、目次を付けるなどの改善が行われれば無用な請求も減ることが期待される（現状は特別審査の案件のみファイル内容が分かるようになっている）。

◇ 行政機関から国立公文書館等への移管文書について

【国立公文書館】

- ・これまで主に戦前の歴史を、私文書中心に研究してきたため、移管状況を具体的に把握していない。ただ、管見の限りでは、近年（平成 25 年度以降？）移管された「閉鎖機関」や行政機関の文書には、「松方家文書」や「勝田家文書」をはじめとする周知の大蔵省公文書も含まれており、そこにはマイクロフィルム版の同文書には所収されていなかった「渡辺国武文書」のような新資料も存在していたため、戦前についても、今後さらなる移管を進める余地が残っているのかもしれない。旧大蔵省財政史室の旧蔵資料の全貌が、移管で漸次明らかになれば、喜ばしいことである。

【外交史料館】

- ・文書の質と量：「密約」調査関連の文書公開を含めて公文書管理法施行前後から質・量共に大きく拡充していることは高く評価出来る。政策領域によって差はあるものの、比較的公開が進んでいる政策領域は 80 年代半ばまで移管が進んでおり、今後日本の文書に基づく研究の進展が期待される。ただし、「密約」調査関連で一部が公開されたものの、日米安保関係などは移管が遅れており、早急な改善が望まれる。また、他省庁と比べれば文書の多くが移管されているとはいえ、文書公開先進国である英国や米国と比較して十分に文書が移管されてはいないという感覚がある。

◇ 行政機関における行政文書の管理について

【外務省】

- ・そもそもの問題：特定秘密保護法施行後、大量の文書が特定秘密に指定されたためか、重要な外交案件に関係する（＝利用者の関心が高い）であろう多くのファイルが行政文書ファイル管理簿から確認出来なくなっており、どの程度の文書が残されるのかすら確認できない現状がある。
- ・レコードスケジュールと移管の基準：網羅的に調査したわけではないが、全般的にかつてと比べてファイルの保有年数が短くなっている印象があり、また保有期間終了後に移

管が決められているファイルも少ないと感じる。ただし、この点は上記の特定秘密との関係もあり、外からは状況が正確には把握できない。

◇ 独立行政法人国立公文書館が所蔵する特定歴史公文書等の多様化について

- ・ 個人文書について、まず利用者の立場からは国立公文書館、国会図書館憲政資料室、憲政記念館等の多数の関係機関に分散していることに不便を感じる。また、寄託・寄贈をする際にどの機関に依頼するか等の判断に迷うことも少なくない。
- ・ 理想的には、個人文書については、国立国会図書館憲政資料室に（少なくともマイクロフィルムの形で）集約されることが望ましいと考えるが、他方で、公文書管理法が適用される施設ゆえに、「野田卯一日誌」のような貴重な個人文書を公文書と同様、デジタルカメラですべて撮影できることは、遠方在住者には魅力である。